

第 22 回弁護士業務改革シンポジウム第 3 分科会
司法アクセスを推進する弁護士費用保険の新たな展開

基調報告

「ベルギーにおける弁護士費用保険の保険料控除の実情と わが国への導入における課題について」

青山学院大学法学部教授 山下典孝



本報告の概要



1. ベルギーにおける弁護士費用保険の保険料控除制度の概要
2. 関係機関への調査内容の報告
 - (1) 敗訴者負担制度との関係
 - (2) 保険料控除制度導入時又は改善時に懸念された問題
 - (3) 新法導入後に問題とされた事案－弁護士選択の自由との関係
3. 我が国の保険料控除制度の概要
 - (1) 地震保険料控除
 - (2) 生命保険料控除
4. 弁護士費用保険の保険料控除制度導入の課題
5. 最後に－弁護士費用保険の普及に向けて－



1. ベルギーにおける弁護士費用保険の保険料控除制度の概要

- ◆ ベルギーの権利保護保険（assurance protection juridique）
（日本の弁護士費用保険にあたる保険）

- ◆ 同保険の対象分野
自動車保険に付帯されている交通事故加害者に対する損害賠償請求のほか
 - ① 契約問題
 - ② 個人が消費者として関与することによって生じる法律問題
 - ③ 労働法の問題（自分の雇用主との間に問題が生じたような場合をカバー）
 - ④ 住宅に関する問題（所有者・賃借人という形で関与する様々な形態）その他、行政法に関する紛争、相続に関する紛争、租税法に関する紛争等。
※引受対象外：建築関係の紛争及び離婚続等の家事事件に関する紛争分野

- ◆ ベルギーにおける権利保護保険の意義
法律扶助の対象とされていない中間所得者層への司法アクセスを担保する制度として、その普及を進める必要性の議論



1. ベルギーにおける弁護士費用保険の保険料控除制度の概要

◆ 同保険に適用される法律

2014年4月3日の法律（4 AVRIL 2014. - Loi relative aux assurances、以下「2014年法」）の第4章 権利保護保険契約（第154条乃至157条）

同法は訴訟費用保険に関する1987年6月22日の欧州議会及び理事会指令（87/344/EEC；現ソルベンシーⅡ枠組指令（2009/138/EEC）第198条～第205条）を内国法化したもの

◆ ベルギー憲法（La Constitution de la Belgique fédérale）

第10条

「いかなる身分の区別も国内では存在してはならない。ベルギー国民は法の前に平等である；国民のみが、特定の場合について法律により設定することができる例外を除き、文民職及び軍務に就く資格を有する。女男間の平等は保障される。」

第11条

「ベルギー国民に認められた諸々の権利及び自由の享受は無差別に保障されなければならない。このために、法律及び共同体・地域圏法がとりわけ思想的哲学的な少数者の諸々の権利及び自由を保障する。」



1. ベルギーにおける弁護士費用保険の保険料控除制度の概要

第13条 [裁判を受ける権利]

「何人もその意に反して法律で認めた裁判官の裁判を受ける権利を奪われてはならない。」

第23条〔社会権〕

「何人も人間の尊厳にふさわしい生活を送る権利を有する。

このために、法律、共同体・地域圏法若しくは第134条に記載の規則は相応の義務に配慮しつつ経済的社会的及び文化的な諸権利を保障し、且つそれらを実現するための諸条件を定める。

これらの権利はとりわけ以下のものを含む：

1号－略－

2号 社会保障、健康保護並びに社会的、医療的及び法的援助に対する権利

3号～6号－略－

（ベルギー憲法翻訳出典：公益財団法人地方自治総合研究所「I－1ベルギー憲法」研究所資料119号7－8頁（2016））

1. ベルギーにおける弁護士費用保険の保険料控除制度の概要



ベルギーにおける、権利保護保険の保険料の税控除に係る法令

(1) 2007年1月15日の王令 (L'arrêté royal du 15 Janvier 2007)

ベルギー租税法173条所定の保険契約に関する年間税の免除のための申立の条件を決定する内容。同王令2条乃至7条の要件を具備した訴訟費用保険の保険料について、144ユーロ以内の税控除が認められた (同王令1条、8条)。

上記王令では、権利保護保険の開発や普及等があまり進まなかった。

(2) 権利保護保険の利用促進のための2019年4月22日の法律 (La loi du 22 avril 2019 visant à rendre plus accessible l'assurance protection juridique)

同保険の対象分野となり難かった分野 (建築紛争、離婚等の家事事件等) で
対象分野を拡大する訴訟扶助保険の開発及び普及を促し、もって、
中間所得者層への司法アクセスの改善を図る目的で、本法律が成立した。



1. ベルギーにおける弁護士費用保険の保険料控除制度の概要

2 権利保護保険の利用促進のための2019年4月22日の法律（続き）
（以下「2019年法」）（同年9月1日施行 同所得年度からの税制優遇）

- 税額控除が認められる要件（法2条～8条）：
同法所定の要件を備えた訴訟扶助保険の保険料
例）権利保護保険の最低保証額（同法8条3項）
 - ・ 民事上の紛争 13,000ユーロ、刑事上の紛争 13,500ユーロ
 - ・ 離婚に関する紛争 被保険者一人当たり3,375ユーロ
 - ・ 建築紛争 6,750ユーロ

- 税額控除の範囲：上限195ユーロ、保険料の40パーセント相当額（法15条）

- 補償対象：①弁護士の費用及び報酬、②執行吏の費用及び報酬、
③被保険者が負担する裁判手続費用及び裁判外手続費用、④専門家、技術
顧問、調停人、仲裁人等法律で必要とされる資格を有する者の費用及び報酬、
⑤執行費用

1. ベルギーにおける弁護士費用保険の保険料控除制度の概要



- 対象となる補償分野（同法7条1項）：
 - ① 契約上又は契約外の責任に基づく損害賠償請求訴訟
 - ② 被保険者の刑事弁護（重犯罪及び矯正犯罪については別途の規定）
 - ③ 被保険者の民事賠償責任保険と利益が相反する場合の被保険者の契約外の民事利益の防御
 - ④ 租税法に関する紛争
 - ⑤ 行政法に関する紛争
 - ⑥ 雇用契約又は国家公務員若しくは公務員の地位若しくはこれらに準ずる地位に関する紛争（自営業者の社会的地位に関する紛争を含む）
 - ⑦ 消費者法を含む広義の契約上の義務法に関する紛争
 - ⑧ 相続、贈与、遺言法に関する紛争
 - ⑨ 契約の保証期間中に開始された1度目の離婚、それから生じる財産・人に関する全ての紛争（法定同居の終了は、離婚とみなす）
 - ⑩ 人格・家族法に該当する紛争における1度目の家族調停（保証期間中に発生し得る、扶養、教育、主住居及び副住居居住権、又は子どもとの接触権に関する紛争を含む）

2. 関係機関への調査内容の報告

(1) ベルギーにおける敗訴者負担制度との関連性

敗訴者負担制度の導入（2007年1月15日王令の成立と近接した時期）

この敗訴者負担制度の導入による、司法アクセスへの障害が増えたことが、権利保護保険の保険料控除制度の導入のきっかけとなったかという質問に関して、ベルギー保険協会（Assularia）、ベルギーのフラマン語系弁護士連合会（Orde van Vlaamse Balies）（以下「O.V.B.」）双方共に、関係が無いと回答。

(2) 保険料控除制度導入・改善時に懸念された問題とその解消

弁護士報酬の低廉化による定額化と、それに伴う弁護士の業務の質の低下が懸念として示された。

この懸念を払拭すべく、権利保護保険に基づく保険金支払と弁護士報酬とは連動せず、契約に基づく弁護士報酬は、保険金を上回ることができることが法律によって明確にされた。



2. 関係機関への調査内容の報告

(3) 2019年法以降、開発された権利保護保険で問題とされた事案
保険者による紹介弁護士の利用か否かで、権利保護保険の保険料が代わる
内容の保険商品販売への差止請求訴訟の認容判決

ベルギーのフランス語系・ドイツ語系弁護士連合会 (Ordre des barreaux francophones et germanophone) が、当該保険商品は、弁護士選択の自由に反するとして、当該商品の販売差止請求訴訟を提起し、その請求が認容された。

ベルギー王国憲法 10条、11条に基づく平等原則、その具体化した、弁護士選択の自由を定める2014年法 156条 (次頁) に抵触するとして、販売差止めを有効と解する判決が下された (詳細な内容は別途資料参照)。

2. 関係機関への調査内容の報告

【2014年法】

第156条（弁護士を選択の自由 (Libre choix des conseils)）

すべての権利保護保険は、少なくとも以下の各号につき明示しなければならない。

1号 被保険者は、司法、行政または仲裁手続の場合には、その手続に適用される法律により資格を与えられた弁護士またはその他の者を、また仲裁、調停またはその他の認められた裁判外紛争解決手段の場合には、その目的のために任命された適切な資格を有する者を自由に選択できるものとする。

2号 保険者の間に利益相反が生じた場合、被保険者は、弁護士、または被保険者自身の希望により、手続きに適用される法律が要求する資格を有するその他の者を、自分の利益を守るために自由に選択することができる。

※ソルベンシー II 枠組指令（2009/138/EEC）第201条においても同様な規律が設けられている。

2. 関係機関への調査内容の報告

(4) その他

- ◆ O.V.B.は、弁護士会が国民に対して権利保護保険を推奨することを行うと、保険仲立人とみなされ、ベルギーの金融サービス・金融市場庁（Financial Services and Markets Authority）などの規制当局による法規制の対象となる可能性があると考え、積極的に宣伝等の活動は行っていない。
- ◆ ベルギー保険協会（Assularia）とベルギーの2つの弁護士連合会で共同運営されている権利保護保険に関する合同委員会で、弁護士報酬及び弁護士の選任に関する紛争解決が実施されている。
毎年30件前後の案件が、同委員会で審議されている。
- ◆ 権利保護保険の保険料控除制度は、①保険金で弁護士報酬の全部または一部の保証を受けられる弁護士、②保険料の控除を受けられる被保険者（利用者）、③保険料控除により保険加入者を増やせる保険会社、それらの者にメリットを与える制度と評価できる。
- ◆ 司法アクセスの改善は、一部が公的資金（国家財政）に依存し（民事法律扶助制度）、その他の大部分は、権利保護保険の保険料に依存する、混合型の資金調達手段という発想が示されている。

3. 我が国の保険料控除制度の概要

(1) 地震保険料控除制度

地震災害に対して、住民個々のレベルによる生活の安定確保を図るとともに、社会活動の早急な復旧・復興を確保していくためには、国民の地震保険への加入を一層促進し、普及率の向上を図る必要があり、税制においても、地震保険の保険料等に係る所得控除制度を創設し、保険料等の実質的な負担を軽減することが国民の地震保険への加入を促進する上で効果的であるとの指摘がなされてきた。

こうした状況の中、従前、家財保険の国民への普及が行き届いたことや、資産等を有する者を優遇するに過ぎないとして批判を受けていた損害保険料控除の廃止と同時に、地震災害による損失への備えに係る自助努力を支援する観点から地震保険料控除制度が創設されるに至った

(財務省大臣官房文書課『ファイナンス別冊 平成18年度 税制改正の解説』(大蔵財務協会、2006) 206－207頁)。

3. 我が国の保険料控除制度の概要

(2) 生命保険料控除制度

①生命保険料、②介護医療保険料、③個人年金保険料、を支払った場合、一定の金額の所得控除を受けることができる。

社会保障制度を補完する商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するという観点から、平成24年度税制改正により現在の生命保険料控除制度に至っている（詳細は、三井慶一「新たな生命保険料控除制度について」生命保険経営80巻4号3頁（2012）以下参照）。

国による社会保障制度が必要最低限度の内容であり、それを保管する意味で民間の保険制度を利用して、自助努力を進める意味で、保険料控除という政策を用いているものと考えることができる。

なお、日本では、保険料控除は、「所得控除」であり、「税額控除」とは異なる。

4. 弁護士費用保険の保険料控除制度導入の課題

(1) 納税者である国民一般に公平な観点

地震、遺族保障、介護医療保障、老後の生活保障は、誰にでも起こりえる。

誰でも起こり得る事象に関して、それに備えるために保険に加入し、その保険料を控除することは、納税者である国民全体に対して公平な取扱いといえる。

他方、法律相談、法的紛争の解決に関して、保険料控除を認めることが、納税者間の公平な観点から合理的に説明ができるかが問題となる。

(2) 社会保障制度の補完的役割としての民間保険の普及のニーズ

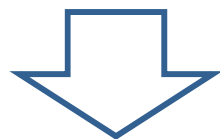
国の社会保障制度の補完的役割として、民間の保険制度の普及を促す意味で、個人を対象とする上記対象分野の保険の保険料控除を認めるということは、一定の合理性が認められると考える。また国民のニーズも高い。

他方、弁護士費用保険は、国民の司法アクセスの改善という理念のみで、この社会保障制度の補完という点を、合理的に説明できるかが問題となる。

4. 弁護士費用保険の保険料控除制度導入の課題

(3) 民事上の紛争は、単なる個々人の問題に過ぎないのか

- ◆ 民事紛争は単なる私人間の問題、個人の問題と考えるのであれば、訴訟費用は個人的費用となり、弁護士費用保険の保険料控除の合理性は認められ難い。
- ◆ しかし、権利を保護するための訴訟提起は、社会における問題提起、法改正の必要性や、類似の訴訟における指針となるなど、社会全体への影響を与えうる。
- ◆ 権利侵害時に、訴訟という手段によって自らの権利保護が認められることにより、社会の治安が維持され、法の支配による健全な社会が維持される効果がある。
- ◆ 国民の司法アクセスの障害となる費用問題の改善手段としての合理性がある。
- ◆ 加えて、弁護士費用保険の国民全体への普及により、原則、償還制度である民事法律扶助制度を給付制度へ変更する政策として、検討することも考えられる。



民事司法制度は社会的にも重要なインフラであり、それを費用面から支える弁護士費用保険の普及推進のために、同保険の保険料控除は、政策上、重要な課題と評価されるべき。



5. 最後に一弁護士費用保険の周知に係る問題

保険業法300条1項での保険募集時の禁止行為として、以下の6号を規定「保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項であって誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為」

誤解させるおそれのある行為に関しては、保険会社向けの総合的な監督指針（令和4年4月）Ⅱ-4-2-2(9)

- ①客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること。
- ②保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること。
- ③保険契約の契約内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。
- ④社会通念上又は取引通念上同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、あたかも同等の保険種類との比較であるかのように表示すること。
- ⑤現に提供されていない保険契約の契約内容と比較して表示すること。
- ⑥他の保険契約の契約内容に関して、具体的な情報を提供する目的ではなく、当該保険契約を誹謗・中傷する目的で、その短所を不当に強調して表示すること。

5. 最後に—弁護士費用保険の周知に係る問題

日弁連が、弁護士費用保険を個人、個人事業者、中小企業に周知するために、現在、販売されている保険商品の内容を示す行為は、保険業法300条1項6号に抵触するものではない。

保険業法で問題となる「保険募集」/「募集関連行為」に該当するものでもない（保険会社向けの総合的監督指針II-4-2-1適正な保険募集管理態勢の確立（1）保険募集の意義、（2）「募集関連行為」について、参照）。

カナダのケベック州弁護士会では、中間所得層の司法アクセス改善のために、権利保護保険の開発から普及に至る販促を行い、具体的には、テレビCMを含む宣言活動を行った時期もある（第19回弁護士業務改革シンポジウム【第7分科会】弁護士保険制度の発展とその可能性「第2 カナダにおける弁護士保険（権利保護保険）についての現地調査報告 4モンリオールでの調査」）



5. 最後にー弁護士費用保険の周知に係る問題

スウェーデン消費者保険事務局では、弁護士費用保険の商品の比較等も行い、また国民に弁護士費用保険への加入の際の情報提供なども行われている国もある（第21回弁護士業務改革シンポジウム【第3分科会】自動運転の普及と弁護士費用保険の拡大「資料3-5スウェーデン消費者保険事務局における調査報告書」「資料3-14スウェーデン消費者保険事務局保険商品比較表(試訳)参照」）。

弁護士費用保険は、自動車保険の弁護士費用特約としては、かなり普及しているが、交通事故紛争以外の他の紛争等の費用をてん補する内容の弁護士費用保険の存在そのものの周知がなされていないのが、我が国の現状である。



ご清聴有り難うございました。